

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年10月18日（令和6年（行情）諮問第1133号）

答申日：令和8年2月2日（令和7年度（行情）答申第874号）

事件名：開示請求の時点で特定役職のメールアドレスに存在する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表1の2欄及び別表2の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月28日付け厚生労働省発基0628第2号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

第2項記載の決定（原処分）を取り消す。との裁決を求める。

決定通知書第2項記載の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示部分にあたらなないと考える。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分は反映済みである。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和4年1月22日付け（同月24日受付）で、厚生労働大臣に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求を行った。
- (2) これに対して、厚生労働大臣は、令和4年2月16日付け厚生労働省発基第0216第3号により、法10条2項に基づく開示決定等の期限の延長をした上で、相当の期間を設けて審査請求人に補正を求めたところ、補正はしない旨の回答があったため、本件請求文書の十分な特定が

なされず、形式上の不備がある不適法な請求であることから、同年3月25日付け厚生労働省発基0325第1号により、不開示決定（以下、第3において「原決定」という。）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月28日付け（同月30日受付）で審査請求（以下「前審査請求」という。）をした。

- (3) 前審査請求を受けた厚生労働大臣は、同年6月28日付けで、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、原決定は妥当である旨の意見を付して諮問をした（令和4年（行情）諮問第386号）。これに対し、審査会は、令和6年4月3日付けで、補正の手続が本件請求文書を特定するに当たって十分なものであるとはいえず、審査請求人が開示を求める文書の探索範囲を適切に確定できるよう改めて補正を求め、文書の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、原決定を取り消すべきである旨を答申（令和6年度（行情）答申第1号）した。同答申を受け、厚生労働大臣は、同年5月31日付け厚生労働省発基0531第1号により原決定を取り消した。
- (4) 処分庁は、本件開示請求に対し、令和6年4月4日付けで、開示請求文書の探索範囲を適切に確定するために、相当の期間を定めて、審査請求人に補正を求めたところ、期限内に返答がなかったため、探索範囲を「開示請求の時点で特定職員のメールボックスに存在する文書」として探索し、本件対象文書を特定した上で、改めて、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年7月15日付け（同月23日受付）で本件審査請求をした。

## 2 諮問庁の考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

## 3 理由

### (1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求において、審査請求人は、本件請求文書の開示を求めているところ、処分庁は、上記1（4）のとおり、審査請求人に対し補正を求めた上で、審査請求人が開示を求める文書の探索範囲を「開示請求の時点で特定職員のメールボックスに存在する文書」として特定し、これを本件対象文書として特定した。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 法5条1号該当性

(ア) 個人の氏名、電話番号、メールアドレス、役職名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 個人の意見、申出内容等は、個人に関する情報であって、特定の

個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

法人等の名称、法人等の代表者職氏名等は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条4号該当性

電子メール上のセキュリティに関するメッセージ等は、公にすることにより、犯罪の予防等その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法5条4号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条5号該当性

(ア) 意思決定前の協議、打合せ、説明会、検討会等に係る情報は、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであり、法5条5号の不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 検討が不十分な段階での所見や意見、事実関係の確認が不十分な情報等は、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号の不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

オ 法5条6号柱書き該当性

(ア) 検討が不十分な段階での所見や意見、事実関係の確認が不十分な情報等は、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであることは、上記エ(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報は厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、厚生労働省の事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法6号柱書きの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 職員が業務上使用する内線番号、電子メールアドレス等は、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、い

たずら、偽計等に使用されるおそれがあることから、厚生労働省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法5条6号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

カ 法5条6号イ、同号ロ及び同号ニ該当性

(ア) 労災保険給付の事務処理に係る記述等は、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものであり、法5条6号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 公共調達や行政訴訟に関する情報等は、厚生労働省が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり、法5条6号ロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 厚生労働省における人事に係る情報等は、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法5条6号ニに該当するため、不開示とすることが妥当である。

キ 上記アないしエ及びカの不開示部分は、厚生労働省が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、同省の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、上記アないしエ及びカで示した不開示条項に加えて、法5条6号柱書きにも該当するため、不開示とすることが妥当である。

ク 小括

以上のとおり、本件対象文書のうち原処分において不開示とした部分については、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに同条6号柱書き、同号イ、同号ロ及び同号ニのいずれかに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

#### 4 結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月8日 審議

- ④ 令和7年11月7日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 令和8年1月27日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、当初、処分庁は、法10条2項に基づく開示決定等の期限の延長をした上で、相当の期間を設けて審査請求人に補正を求めたところ、補正はしない旨の回答があったため、本件請求文書の十分な特定がなされず、形式上の不備がある不適法な請求であるとして、本件請求文書を不開示とする処分を行った。

これを不服としてされた審査請求に関する諮問につき、当審査会は令和6年度（行情）答申第1号により、当該処分は取り消すべきである旨を答申した。

- (2) その後、厚生労働大臣が上記処分を取り消し、処分庁は、本件請求文書の探索範囲を適切に確定するために、改めて、相当の期間を設けて、審査請求人に補正を求めたところ、期限内に返答がなかったため、文書の探索範囲を「開示請求の時点で特定職員のメールボックスに存在する文書」として探索して、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、上記第2の2において、本件対象文書の不開示部分の開示を求めているものと解され、諮問庁は、原処分を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 不開示情報該当性の判断に当たっての前提について

ア 本件対象文書は、特定職員のメールボックスに存在する特定期間のメールの全てをプリンアウトしたものであり、全体で775頁と比較的分量が多いものとなっている。さらに、日付順につづられているが、例えばメールの内容別に分類・編てつされているようなものとはなっていない。

イ また、理由説明書（上記第3の3（2））では、本件対象文書の不開示部分は法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれかに該当する旨説明されているが、その説明内容は、比較的分量の多い本件対象文書にあって、概括的であると言わざるを得ず、どの不開示部分がどの不開示条項に該当するのか必ずしも明確

でない。

ウ 諮問書には「理由説明書別表」と題する表が添付されており、本件対象文書の不開示部分について、上記イに掲げる不開示条項が示されていることがうかがえる。しかし、当該別表については、(i) 不開示部分の数が4千箇所以上にのぼり膨大であること、(ii) 一の開示部分について一つないし五つの不開示条項が示されているが、なぜその不開示条項に該当するかについては明確な説明がないこと、(iii) 示された不開示条項には、理由説明書の説明内容と合わないものが見られること、(iv) 理由説明書において当該別表についての言及がなく、理由説明書との関係が不明確となっていることが認められる。このような事情を勘案すると、不開示情報該当性の判断に当たって、当該別表に依拠することは適切性、効率性の観点から妥当であるとは言えない。

エ 上記アからウまでの事情に鑑み、不開示情報該当性について、適切かつ効率的に判断するため、

- i 本件対象文書がメールの内容別に分類・編てつされていないことから、当審査会事務局においてインカメラ文書の内容を便宜的に別表2の1欄に掲げる業務に分類するとともに、厚生労働省本省の各部署の内線番号等については、別途、別表1により整理することとし、
- ii 理由説明書の説明内容が概括的であり、どの不開示部分がどの不開示条項に該当するのか必ずしも明確でなく、また、「理由説明書別表」に依拠することも適当でないことを踏まえ、以下においては、いずれの不開示部分についても、理由説明書及び補充理由説明書に掲げられた法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニ該当性について判断することとする。

## (2) 開示すべき部分

ア 別表1の2欄に掲げる部分について

当該部分は、厚生労働省本省の特定の部署の内線番号、直通電話番号又はFAX番号（以下「内線番号等」という。）である。当該部分は、厚生労働省の各部署の配席図に職員の氏名及び内線番号等が表示された出版物により公にされている内容と同じ情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを公にしても、厚生労働省における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、監査、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、

国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められず、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとも認められない。また、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることつき相当の理由があるとも認められず、国の機関の内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものとも認められない。

また、当該部分のうち、職員の氏名に付記された内線番号等は、当該職員の氏名と併せると、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、既述のとおり、厚生労働省の各部署の配席図に職員の氏名及び内線番号等が表示された出版物により公にされている内容と同じ情報であると認められることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分には、職員の氏名のない特定の部署の内線番号のみが記載されており、同号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 別表2の2欄に掲げる部分について

(ア) 通番1の2欄に掲げる部分

a 2欄(1)に掲げる部分

当該部分は、労災に関する個別事案に関するメールの件名であり、事案の内容等が推測される情報であるとは認められず、一般的な記載であるにすぎない。また、当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 2欄(2)に掲げる部分

当該部分は、労災に関する個別事案に関するメール文の一部である。

当該部分には、メールの送受信を行った厚生労働省の職員の職氏名が含まれているが、このうち、氏名については、職務遂行に係る情報に含まれる行政機関の職員の氏名に該当し、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3

日付け情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。)により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、法5条1号ただし書イに該当し、公にするものとされているが、これを公にしても特段の支障の生じるおそれがあるとは認められないことから、同号イに該当し、また、職名については、同号ハに該当すると認められる。その余の部分は、日常的なあいさつ文であるにすぎず、同号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番3の2欄(2)に掲げる部分

当該部分は、報道に関するメール文の一部であり、日常的なあいさつ文であるか、又は取材対応における厚生労働省の説明及び記事解説における関係通達についての事実関係を説明した部分であるにすぎない。また、当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 通番4の2欄に掲げる部分

a 2欄(1)に掲げる部分

当該部分は、外部からの説明依頼等に関するメールの件名の一部であり、説明依頼等の内容を表す文言(説明の日時、場所を含み、具体的な説明事項を含まない。)や対応期限に関する記載であるにすぎない。また、当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 2欄(2)に掲げる部分

当該部分は、外部からの説明依頼等に関するメール文の一部であり、説明依頼等を受けた部署から関係部署に対して対応を依頼する旨の伝達、対応期限の記載、説明相手及び説明場所に係る一般的な呼称、説明日時等であるにすぎない。

また、当該部分には、説明対応を行った厚生労働省及び他省庁の職員の職氏名が含まれているが、このうち、氏名については、職務遂行に係る情報に含まれる行政機関の職員の氏名に該当し、

申合せにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、法5条1号ただし書イに該当し、公にするものとされているが、これを公にしても特段の支障の生じるおそれがあるとは認められないことから、同号イに該当し、また、職名については、同号ハに該当すると認められる。その余の部分には、同号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) 通番6の2欄に掲げる部分

a 2欄(1)に掲げる部分

当該部分は、他省庁とのやり取りに関するメールの件名の全部又は一部であり、当該省庁名又は特定省庁に置かれた組織の名称、その所掌事務に関連する記述であるにすぎない。

また、当該部分には、特定省庁の職員の職氏名が含まれているが、当該職氏名のうち、氏名は、職務遂行に係る情報に含まれる行政機関の職員の氏名に該当し、申合せにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、法5条1号ただし書イに該当し、公にするものとされているが、これを公にしても特段の支障の生じるおそれがあるとは認められないことから、同号イに該当し、また、職名については、同号ハに該当すると認められる。その余の部分には、同号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 2欄(2)に掲げる部分

当該部分は、他省庁とのやり取りに関するメール文の一部であり、関係事務に係る日程等や関係省庁に対して説明が行われたという事実の記載であるにすぎない。

また、当該部分には、他省庁とのやり取りに関して厚生労働省又は他省庁の職員の職氏名が含まれているが、当該職氏名のうち、氏名は、職務遂行に係る情報に含まれる行政機関の職員の氏名に該当し、申合せにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、法5条1号ただし書イに該当し、公にするものとされているが、これを公にしても特段の支障の生じるおそれがあるとは認められないことから、同号イに該当し、職名については、同号ハに該当すると認められる。その余の部分には、同号に規定する個

人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(オ) 通番7の2欄に掲げる部分

a 2欄(1)に掲げる部分

当該部分は、厚生労働省内部又は他省庁との協議等に関するメール件名の全部又は一部であり、協議等に関する対応の期限、原処分において開示されている協議を行っている省庁名から推認し得る業務に関する協議案件名等の記載であるにすぎない。また、当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 2欄(2)に掲げる部分

当該部分は、厚生労働省内部又は他省庁との協議等に関するメール文の一部であり、協議等に関する依頼や対応についてのお礼、協議等の対象文書に関する事実関係を説明する記載又は関連する会議に係る公表されている日程等であるにすぎない。

また、当該部分には、厚生労働省の職員の職氏名が含まれているが、当該職氏名のうち、氏名は、職務遂行に係る情報に含まれる行政機関の職員の氏名に該当し、申合せにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、法5条1号ただし書イに該当し、公にするものとされているが、これを公にしても特段の支障の生じるおそれがあるとは認められないことから、同号イに該当し、職名については、同号ハに該当すると認められる。その余の部分には、同号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(カ) 通番8の2欄に掲げる部分

a 2欄(1)に掲げる部分

当該部分は、厚生労働省内において開催された有識者が参加する検討会等に関するメール件名の全部又は一部であり、公表情報から推認される検討会の回数、検討会の名称、日付等であるにすぎない。また、当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する

る情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 2欄(2)に掲げる部分

当該部分は、厚生労働省内において開催された有識者が参加する検討会等に関するメール文の一部であり、日常的なあいさつ文であるか、又は公表情報から推認される検討会の開催予定内容等であるにすぎない。また、当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(キ) 通番9の2欄に掲げる部分

a 2欄(1)に掲げる部分

当該部分は、業務連絡・周知等に関するメール件名の一部であり、特定の業務に係る特定の保健・衛生関係の対策等について周知する際の件名のうち、当該特定の業務の名称であるが、本府省においては一般的に行われる業務等であることから、特段秘匿しなければならないものであるとは認められない。また、当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 2欄(2)に掲げる部分

当該部分は、業務連絡・周知等に関するメールのうち、上記の特定の業務に係る特定の保健・衛生関係の対策等について周知する内容であり、その周知の目的からすると、秘匿すべき特段の事情があるとは認められない。また、当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ク) 通番10の2欄に掲げる部分

a 2欄(1)に掲げる部分

当該部分は、(キ)以外の業務連絡・周知等に関するメール件名の全部又は一部であり、勤怠関係、庁内施設関係、文書管理業

務に関する関係資料、予定表等の周知・連絡に係る件名であり、周知目的からすると、秘匿すべき特段の事情があるとは認められないもの、又は厚生労働省ウェブサイトの掲載情報に関する件名であるにすぎない。また、当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 2欄(2)に掲げる部分

当該部分は、(キ)以外の業務連絡・周知等に関するメール文の一部であり、勤怠関係、庁内施設関係、文書管理業務に関する関係資料、予定表、研修受講等の周知・連絡に係る内容であり、周知目的からすると、秘匿すべき特段の事情があるとは認められないもの、又は厚生労働省ウェブサイト掲載内容から明らかである情報にすぎない。また、当該部分には、法5条1号に規定する個人に関する情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) その余の部分(不開示部分のうち、別表1の2欄及び別表2の2欄に掲げる部分を除く部分)

当該部分は、(i)出版物により公にされていない厚生労働省(都道府県労働局を含む。)の各部署の内線番号等、メールアドレス、メールアドレスが推認できる情報又は同省の行う事務に関連した事業者、団体、有識者、行政機関等若しくは同省に説明依頼のあった者等に係るメールアドレス、電話番号、FAX番号等、又は、(ii)個別事案に関するメールにおける事案の所轄機関名、事案の具体的内容、事案に関する事業場とのやり取りの内容等、(iii)判決に関するメールにおける当事者、争点、事案の具体的内容等、(iv)報道に関するメールにおける取材対応の内容、報道機関の名称及び記者の氏名、厚生労働省と関係団体とのやり取り、(v)外部からの説明依頼等に関するメールにおける具体的な依頼内容等、(vi)定例(閣議後)会見での発言・想定メモ等に関するメールにおける省内の関係ルール等、(vii)他省庁とのやり取りに関するメールにおける具体的なやり取りや打ち合わせの内容、(viii)協議等に関するメールにおける具体的な協議依頼や協議内容等、(ix)検討会等に関するメールにおける当該検討会の進め方や有識者との具体的な相談内容等、(x)業務連絡・周知等に関するメールにおける職員の休暇取得状況等の各種の内部情報等である。

当該部分は、厚生労働省が行う事務に関する情報であると認められ、これを公にすると、関係者との信頼関係を損ない、関係者との率直な意見交換が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ、4号、5号並びに6号イ、ロ及びニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号、5号、6号柱書き及びイ、ロ並びにニに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表1の2欄及び別表2の2欄に掲げる部分を除く部分は、同条6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号、2号イ、4号、5号並びに6号イ、ロ及びニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表1の2欄及び別表2の2欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号、5号並びに6号柱書き、イ、ロ及びニのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

## 別紙

### 1 本件請求文書

厚生労働省特定局特定課の課長が、令和4年特定月日Aから特定月日Bまでの間に、送信又は受信した電子メールすべて。ただし、電子メールの添付ファイルを除く。

### 2 本件対象文書

開示請求の時点で特定職員のメールボックスに存在する文書として「厚生労働省特定局特定課の課長が、令和4年特定月日Aから特定月日Bまでの間に、送信又は受信した電子メールすべて。ただし、電子メールの添付ファイルを除く。」

別表1 厚生労働省本省の特定部署の内線番号又は直通電話番号のうち、開示すべき部分

1 頁番号	2 開示すべき部分 (○印)		1 頁番号	2 開示すべき部分 (○印)		1 頁番号	2 開示すべき部分 (○印)	
	内線	直通		内線	直通		内線	直通
1	○	—	2 3 1	○	—	5 5 1	○	○
4	○	○	2 3 5	○	○	5 5 4	○	○
1 2	○	○	2 3 7	—	○	5 5 6	○	—
1 3	○	—	2 7 1	○	—	5 5 7	○	—
1 8	○	—	2 7 3	○	○	5 5 8	○	—
2 3	○	—	2 7 4	○	○	5 5 9	○	—
2 5	○	—	2 7 5	○	○	5 6 0	○	—
2 8	○	—	2 7 6	○	—	5 6 3	○	—
3 1	○	○	2 7 7	○※1	—	5 6 6	○	○
3 3	○※1	—	2 8 4	○	—	5 6 8	○	—
3 5	○	—	2 8 8	○	—	5 7 1	○	—
3 7	○	—	2 9 2	○	—	5 7 2	○	—
4 1	○	○	2 9 5	○	○	5 7 5	○	—
4 3	○	—	2 9 8	○	○	5 7 6	○	○
4 9	○	—	3 0 1	○	—	5 7 9	○	—
5 0	○	—	3 0 3	○※1	—	5 8 1	○	—
5 1	○	—	3 0 5	○	—	5 8 7	○	○
5 3	○	—	3 1 1	○	—	5 9 0	○	○
5 4	○	—	3 1 3	○※1	—	5 9 2	○	○
5 5	○※1	—	3 1 6	○	—	5 9 7	○	○
5 6	○※1	—	3 1 7	○	—	6 0 2	○	○
5 7	○	—	3 1 8	○※1	—	6 0 6	○	○
5 9	○※1	○	3 2 0	○	—	6 1 1	○※3	—
6 0	○※1	—	3 2 6	○	—	6 1 3	○	—
6 2	○※1	—	3 2 7	○	—	6 1 6	○	—
6 3	○	—	3 3 0	○	○	6 1 9	○	—
6 4	○	○	3 3 3	○※1	—	6 2 0	○※1	—
6 8	○	○	3 3 9	—	○	6 2 3	○※1	—
7 1	○	—	3 4 1	○	—	6 2 4	○	—
7 6	—	○	3 4 4	○	—	6 2 5	○※1	—
9 0	○	—	3 5 2	○	—	6 2 6	○	—
9 6	○	—	3 7 3	○	○	6 2 7	○	—
9 8	○	—	3 7 6	○	—	6 2 8	○※1	○
9 9	○	—	3 7 8	○	○	6 2 9	○	—
1 0 1	○	—	3 8 0	○	—	6 3 0	○	—
1 0 3	○	—	3 9 1	○	—	6 3 1	○	—
1 0 6	○	○	3 9 6	○	—	6 3 2	○	—

1 0 8	○	—	3 9 7	○	—	6 3 3	○	—
1 1 3	○	○	3 9 8	○	—	6 3 4	○	○
1 1 9	○	—	3 9 9	○	—	6 3 7	○	○
1 2 2	○	○	4 0 0	○※1	—	6 3 8	○	—
1 2 3	○	—	4 0 2	○	—	6 3 9	○	—
1 2 4	○	—	4 0 3	○	—	6 4 0	○	—
1 3 2	○	○	4 0 4	○	—	6 4 9	○	—
1 3 5	○	○	4 0 5	○	—	6 5 5	○	—
1 3 8	○	○	4 1 1	○	—	6 6 2	○	—
1 4 0	○	—	4 1 5	—	○	6 6 4	○	—
1 4 1	○	—	4 1 9	○	○	6 6 7	○	○
1 4 3	○	○	4 2 2	○	○	6 6 9	○	—
1 4 5	○	○	4 2 5	○	○	6 7 2	○	—
1 4 9	○	○	4 3 2	○	○	6 7 5	○	—
1 5 1	○	○	4 3 3	○	—	6 7 8	○	—
1 5 4	○	—	4 3 9	○※1	—	6 7 9	○※2	—
1 5 8	○	○	4 5 5	○※1	○	6 8 2	○※2	—
1 6 1	○	—	4 5 7	○	○	6 8 5	○	—
1 6 4	○	—	4 5 9	○	○	6 9 1	—	○
1 6 5	○	—	4 6 3	○	○	6 9 5	○	—
1 6 7	○	○	4 6 5	○	—	6 9 9	—	○
1 6 8	○	○	4 7 8	○	—	7 0 1	○	—
1 7 2	○	○	4 8 2	○	—	7 0 2	○	—
1 7 5	○	○	4 8 6	○	○	7 0 3	○※1	—
1 7 6	○	—	4 9 0	○	—	7 0 4	○※1	○
1 7 7	○	—	4 9 5	○	—	7 0 7	○	—
1 7 8	○	○	4 9 7	○	—	7 1 0	○	○
1 8 0	○	—	4 9 9	○	—	7 1 6	○	—
1 8 1	○	○	5 0 1	○	—	7 1 7	○	○
1 8 3	○	○	5 0 2	○	○	7 1 9	○	○
1 8 7	○	○	5 0 4	○	—	7 2 2	○	○
1 8 9	○	○	5 1 1	○	—	7 2 3	○	○
1 9 2	○	—	5 1 5	○	—	7 2 4	○※1	○※1
1 9 4	○	—	5 1 7	○※2	—	7 2 5	○	○
1 9 5	○	—	5 2 1	○	○	7 2 9	○	○
2 0 1	—	○	5 2 2	○	—	7 3 2	○	—
2 0 5	○	—	5 2 4	○※1	—	7 4 8	○	○
2 0 7	○	—	5 2 5	○	—	7 5 0	○	—
2 0 9	○	○	5 2 8	○	—	7 5 1	○	○
2 1 1	○	○	5 3 2	○	—	7 5 3	○	—
2 1 4	○	○	5 3 4	○	—	7 5 5	○	—
2 1 7	○	○	5 3 7	○	—	7 6 2	○	—
2 2 2	—	○	5 3 9	○	—	7 6 3	○※1	—

2 2 4	○	—	5 4 1	○	—	7 6 5	○	—
2 2 5	○	—	5 4 3	○	—	7 7 2	○※1	—
2 2 6	○	—	5 4 4	○	—	7 7 5	○	○
2 2 7	○	—	5 4 8	—	○	—	—	—
2 3 0	○	—	5 5 0	○	○	—	—	—

- (注) 1 当表は、インカメラ文書に基づき、当審査会事務局において作成した。
- 2 「頁番号」欄はインカメラ文書の頁番号、「内線」欄は内線番号、「直通」欄は直通電話番号である。
- 3 「内線」欄及び「直通」欄について、開示すべきものは「○」で示している。
- 4 「※1」は、同一頁内に複数ある内線番号又は直通電話番号を全て開示すべきことを示す。
- 5 「※2」は、同一頁内に2つある内線番号のうち、上から1番目の内線番号のみを開示すべきことを示す。
- 6 「※3」は、署名欄に記載されたFAX番号も開示すべきことを示す。
- 7 部署名が必ずしも明確でない場合を除く。

別表 2

通番	1 業務別のメール		2 1欄のうち、開示すべき部分	
		該当するインカメラ文書の頁番号	(1) メール件名の開示すべき部分	(2) メール文の開示すべき部分
1	個別事案に関するメール	20頁ないし28頁、32頁ないし37頁、410頁、411頁、525頁ないし532頁、557頁ないし563頁、653頁ないし658頁	下記※を除く各メール件名の全て ※529頁、653頁及び656頁のメール件名	560頁1段目のメール文2行目3文字目ないし最終文字、653頁メール文7行目、8行目
2	判決に関するメール	152頁ないし154頁、228頁ないし230頁、351頁、352頁、379頁、380頁、555頁、556頁、578頁、579頁、700頁、701頁、706頁、707頁、715頁、716頁	－ (原処分において全て開示)	－
3	報道に関するメール	11頁、12頁、15頁ないし17頁、29頁ないし31頁、39頁ないし41頁、293頁ないし298頁、302頁、303頁、316頁ないし318頁、324頁ないし327頁、331頁ないし333頁、372頁、373頁、398頁ないし400頁、407頁ないし409頁、432頁、433頁、519頁ないし521頁、523頁、524頁、552頁ないし554頁、567	－	11頁2段目のメール文3行目、9行目、39頁2段目のメール文2行目5文字目ないし最終文字、294頁メール文2行目ないし4行目、297頁メール文11行目ないし13行目、302頁枠内上から4枠目7行目ないし9行目、11行目ないし12行目43文字目、316頁枠内上から4枠目4行目2文字目ないし10文字目、17文字目ないし5行目、11行目23文字目ないし13行

		頁ないし571頁		目、318頁枠内上から1枠目7行目ないし9行目、11行目ないし12行目43文字目、326頁枠内上から1枠目2行目、3行目、上から3枠目2行目ないし8行目10文字目、332頁枠内上から3枠目2行目、3行目、上から5枠目2行目ないし最終行、333頁枠内上から1枠目1行目1文字目ないし10文字目、372頁1段目のメール文4行目、9行目、398頁枠内上から4枠目4行目ないし6行目、8行目、9行目、400頁枠内上から1枠目7行目ないし9行目、11行目ないし12行目43文字目、432頁枠内上から3枠目2行目、3行目、433頁枠内上から2枠目2行目ないし8行目10文字目、523頁枠内上から3枠目2行目、3行目、524頁枠内上から1枠目2行目ないし8行目10文字目	
4	外部からの説明依頼等に関する	1	73頁ないし768頁、547頁、548頁、689頁ないし691頁、696頁ないし699頁	各メール件名の不表示部分1文字目ないし21文字目、28文字目ないし最終文字	76頁メール文3行目、548頁メール文3行目、691頁メール文3行目、699頁メール文1行目

する メール	2	1 7 6 頁ないし 1 7 8 頁	各メール件名の不開示部分 4 文字目、5 文字目、8 文字目ないし 1 1 文字目	1 7 6 頁メール文 9 行目
	3	1 9 7 頁ないし 2 0 1 頁、2 1 8 頁ないし 2 2 2 頁、4 1 2 頁ないし 4 1 5 頁	(1) (2) を除く各メール件名の不開示部分 1 文字目ないし 2 4 文字目、3 3 文字目ないし最終文字 (2) 4 1 2 頁のメール件名の不開示部分 1 文字目ないし 2 9 文字目、3 8 文字目ないし最終文字	1 9 7 頁メール文 3 行目、4 行目、7 行目、2 0 0 頁最下段のメール文 3 行目、4 行目、2 2 1 頁 1 段目のメール文 2 行目 1 4 文字目ないし最終文字、2 段目のメール文 2 行目 1 4 文字目ないし最終文字、2 2 2 頁メール文 3 行目、4 行目、4 1 2 頁メール文 2 行目、1 0 行目ないし 1 1 行目 3 文字目、1 4 文字目ないし 1 8 文字目、2 2 文字目ないし 1 3 行目、4 1 4 頁 1 段目のメール文 3 行目 1 4 文字目ないし最終文字、2 段目のメール文 2 行目 1 4 文字目ないし最終文字、4 1 5 頁最下段のメール文 3 行目、4 行目
	4	2 9 9 頁、3 0 0 頁	2 9 9 頁の各メール件名の不開示部分 1 文字目ないし 1 9 文字目、2 8 文字目、2 9 文字目、3 0 0 頁のメール件名の不開示部分 6 文字目ないし最終文字	2 9 9 頁 1 段目のメール文 2 行目 8 文字目ないし 4 行目、6 行目 1 文字目ないし 9 文字目、1 2 文字目ないし 1 4 文字目、2 段目のメール文 2 行目 1 7 文字目ないし 3 行目、3 0 0 頁 1 段目のメール文 2 行目、3 行目、2 段目のメール文 3 行目 1 7 文字目ない

			し最終文字、6行目、8行目1文字目ないし8文字目、11文字目ないし13文字目
5	334頁ないし339頁	(1) 334頁のメール件名の不開示部分10文字目、11文字目、28文字目ないし最終文字 (2) 335頁のメール件名の不開示部分1文字目ないし210文字目、29文字目ないし最終文字 (3) 336頁ないし338頁のメール件名の不開示部分1文字目ないし23文字目、32文字目ないし最終文字	334頁メール文4行目、5行目8文字目、9文字目、337頁2段目のメール文2行目9文字目ないし最終文字、11行目4文字目ないし10文字目、338頁1段目のメール文2行目、339頁メール文4行目4文字目ないし10文字目、7行目
6	416頁、417頁、544頁ないし546頁	(1) (2)を除く各メール件名の不開示部分1文字目ないし21文字目、29文字目ないし最終文字。 (2) 417頁2段目のメール件名及び545頁最下段のメール件名の全て	416頁1段目のメール文3行目3文字目ないし最終文字、417頁1段目のメール文3行目、2段目のメール文2行目、5行目、544頁1段目のメール文3行目、2段目のメール文3行目3文字目ないし最終文字、546頁メール文3行目
7	431頁ないし433頁、455頁ないし457頁、464頁、502頁、522頁ないし524頁、566頁	(1) (2)を除く各メール件名の不開示部分1文字目ないし6文字目、14文字目(566頁のメール件名については、13文字目)ないし最終文字 (2) 522頁のメール件名の不開示部	431頁メール文4行目4文字目ないし12文字目、16文字目ないし最終文字、8行目ないし9行目6文字目、456頁メール文4行目4文字目ないし12文字目、16文字目ないし最終文字、8

				分1文字目ないし4文字目、18文字目ないし23文字目、31文字目ないし最終文字	行目ないし9行目6文字目、502頁1段目のメール文3行目1文字目ないし15文字目、522頁メール文4行目4文字目ないし12文字目、16文字目ないし最終文字、8行目ないし9行目6文字目、566頁メール文3行目1文字目ないし29文字目
5	定例（閣議後）会見での発言・想定メモ等に関するメール	533頁ないし541頁、758頁ないし765頁	—	—	—
6	他省庁とのやり取りに関するメール	省庁1 239頁ないし253頁、255頁ないし270頁、353頁ないし369頁、427頁ないし429頁	各メール件名の全て	242頁メール文3行目、4行目、244頁2段目のメール文3行目、246頁メール文3行目、6行目、7行目、247頁メール文15行目、248頁メール文16行目、17行目、19行目1文字目ないし9文字目、20行目ないし25行目、249頁メール文20行目、255頁メール文5行目、259頁1段目のメール文3行目、4行目、261頁2段目のメール文3行目、263頁1段目のメール文3行目、6行目、7行目、264頁メール文12行目、265頁メー	

				ル文16行目、19行目1文字目ないし9文字目、20行目ないし25行目、266頁メール文20行目、354頁1段目のメール文4行目、355頁1段目のメール文5行目、6行目、357頁2段目のメール文3行目、4行目、360頁メール文3行目、361頁2段目のメール文3行目、6行目、7行目、362頁メール文16行目、364頁1段目のメール文1行目、2行目、4行目1文字目ないし9文字目、5行目ないし10行目、365頁1段目のメール文11行目、427頁メール文4行目
省庁 2	156頁、196頁、223頁、418頁、430頁、472頁、694頁、695頁、702頁、731頁、732頁、749頁、750頁	(1) 156頁、223頁及び430頁のメール件名の不開示部分5文字目ないし最終文字 (2) 196頁のメール件名の不開示部分5文字目ないし11文字目、14文字目ないし最終文字 (3) 418頁、472頁及び694頁のメール件名の不開示部分5文字目ないし11文字目、18文字目ないし最終文字	418頁メール文3行目、472頁2段目のメール文3行目	

	省庁 3	13頁、14頁、405頁、406頁	—	14頁メール文5行目、6行目1文字目ないし13文字目、16文字目ないし最終文字、署名欄3行目、4行目、405頁2段目のメール文5行目、6行目1文字目ないし13文字目、16文字目ないし最終文字、406頁署名欄3行目、4行目
7	協議等に関するメール	協議等1 44頁ないし68頁、614頁ないし637頁	—	56頁1段目のメール文4行目、2段目のメール文5行目21文字目ないし最終文字、64頁メール文4行目、15行目11文字目ないし最終文字、66頁2段目のメール文3行目、6行目ないし9行目、620頁2段目のメール文3行目、625頁2段目のメール文4行目、626頁1段目のメール文5行目21文字目ないし最終文字、633頁2段目のメール文4行目、15行目11文字目ないし最終文字、16行目45文字目、46文字目、634頁1段目のメール文1行目、635頁2段目のメール文3行目
	協議等2	328頁ないし330頁	—	—
	協議等3	345頁ないし350頁	各メール件名の不開示部分7文字目ない	345頁メール文5行目9文字目ないし

				し最終文字	最終文字、6行目31文字目ないし最終文字、346頁2段目のメール文3行目、4行目、348頁メール文26行目、27行目、35行目
		協議等4	389頁ないし391頁、440頁ないし454頁	—	—
		協議等5	549頁ないし551頁	550頁メール件名の全て	549頁1段目のメール文3行目、4行目、550頁1段目のメール文3行目、551頁メール文4行目1文字目ないし7文字目、26文字目ないし5行目、9行目
8	検討会等に関するメール	検討会等1	120頁ないし122頁、129頁ないし136頁、142頁ないし151頁、165頁ないし175頁、179頁ないし189頁、206頁ないし217頁、233頁ないし236頁、272頁ないし275頁、419頁ないし426頁、458頁ないし463頁、590頁ないし610頁、708頁ないし710頁、717頁ないし729頁、743頁ないし748頁、751頁、752頁、774頁、775頁	検討会の回数が記載されたメール件名につき、その回数の部分	120頁メール文4行目ないし9行目、129頁メール文（メール件名の直下の枠線を1行目とする。）17行目、130頁メール文（日時及び職員氏名が記載された行の直下を1行目とする。）7行目ないし11行目、135頁メール文24行目12文字目ないし最終文字、233頁メール文（メール件名の直下の枠線を1行目とする。）13行目、272頁1段目のメール文（メール件名の直下の枠線を1行目とする。）8行目、273頁2段目のメール文2行目、8行

					<p>目、274頁2段目のメール文2行目、9行目、275頁メール文7行目ないし11行目、419頁2段目のメール文2行目、420頁1段目のメール文5行目、2段目のメール文（日時及び職員氏名が記載された行の直下を1行目とする。）4行目ないし8行目、423頁2段目のメール文2行目、425頁1段目のメール文20行目、2段目のメール文3行目1文字目ないし10文字目、458頁1段目のメール文2行目12文字目ないし最終文字、4行目、459頁2段目のメール文2行目12文字目ないし最終文字、460頁1段目のメール文1行目15文字目ないし最終文字、2段目のメール文4行目、6行目ないし10行目、461頁メール文2行目、592頁メール文2行目、8行目、593頁メール文3行目ないし7行目、598頁2段目のメール文2行目、603頁メール文1行目1文字目ないし10文字目、605頁1段目のメール文2行目、606</p>
--	--	--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

					<p> 頁 2 段目のメール文  2 行目、6 0 7 頁 1  段目のメール文 1 行  目、2 段目のメール  文（日時及び職員氏  名が記載された行の  直下を 1 行目とす  る。）3 行目 1 文字  目ないし 1 3 文字  目、4 行目ないし 9  行目、7 1 7 頁 2 段  目のメール文 2 行目  1 2 文字目ないし最  終文字、7 1 8 頁 1  段目のメール文 2 行  目、7 1 9 頁 2 段目  のメール文 2 行目 1  2 文字目ないし最終  文字、1 1 行目 1 5  文字目ないし最終文  字、7 2 0 頁メール  文 3 行目、4 行目、  6 行目ないし 1 0 行  目、1 8 行目、7 2  4 頁最下段のメール  文 2 行目 1 2 文字目  ないし最終文字、4  行目、7 2 6 頁 1 段  目のメール文 2 行目  1 2 文字目ないし最  終文字、1 1 行目 1  5 文字目ないし最終  文字、7 2 7 頁メー  ル文 3 行目、4 行  目、6 行目ないし 1  0 行目、1 8 行目、  7 2 9 頁メール文 2  0 行目、7 4 4 頁 1  段目のメール文 8 行  目、7 4 5 頁メール  文 4 行目ないし 9 行  目、7 5 1 頁 1 段目  のメール文 1 0 行  目、7 5 2 頁メール </p>
--	--	--	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

					文5行目
		検 討 会 等 2	586頁、587頁	—	—
		検 討 会 等 3	588頁、589 頁、672頁、75 6頁、757頁	588頁のメール件 名の全て、672頁 のメール件名の不開 示部分全て、 756頁のメール件 名の不開示部分5文 字目ないし最終文字	672頁メール文5 行目、756頁メー ル文2行目1文字目 ないし29文字目、 14行目、15行目
		検 討 会 等 4	703頁ないし70 5頁	703頁の各メール 件名の全て	704頁メール文3 行目ないし11行 目、21行目、23 行目
9	業務 連 絡・ 周知 等に 関す るメ ール	業務 連 絡・ 周知 等に 関す るメ ール	1頁、2頁、18 頁、19頁、42 頁、43頁、69頁 ないし71頁、85 頁ないし94頁、9 7頁、98頁、10 0頁ないし111 頁、116頁ないし 119頁、125頁 ないし128頁、1 90頁、191頁、 285頁ないし29 2頁、304頁ない し311頁、314 頁、315頁、31 9頁、320頁、3 22頁、323頁、 340頁ないし34 4頁、370頁、3 71頁、377頁、 378頁、381 頁、382頁、39 2頁、393頁、4 73頁ないし494 頁、496頁ないし 499頁、505頁 ないし513頁、5 42頁、543頁、	— (原処分において全 て開示)	—

		5 6 4 頁、5 6 5 頁、5 7 3 頁、5 7 4 頁、6 4 6 頁ないし6 5 1 頁、6 5 9 頁ないし6 6 1 頁、6 6 3 頁ないし6 7 1 頁、6 7 4 頁ないし6 7 8 頁、6 8 4 頁ないし6 8 7 頁、6 9 2 頁、6 9 3 頁、7 1 1 頁、7 1 2 頁			
	業務 連絡・ 周知 等2	3 頁ないし1 0 頁、7 7 頁ないし7 9 頁、9 5 頁、9 6 頁、1 1 2 頁ないし1 1 5 頁、1 5 7 頁ないし1 6 4 頁、2 0 2 頁ないし2 0 5 頁、2 7 9 頁ないし2 8 1 頁、4 6 9 頁ないし4 7 1 頁、5 7 5 頁ないし5 7 7 頁、6 4 3 頁ないし6 4 5 頁、6 5 2 頁、7 6 6 頁ないし7 6 9 頁	9 5 頁の各メール件名の不開示部分全て	9 5 頁1 段目のメール文及び2 段目のメール文全て、9 6 頁メール文1 行目、4 行目ないし5 行目4 0 文字目、7 行目ないし1 1 行目、1 3 行目1 文字目ないし1 2 文字目、1 4 行目1 文字目ないし1 4 文字目、1 5 行目、1 5 7 頁1 段目のメール文4 行目	
1 0	その 他の 業務 連絡・ 周知 等 に 関 する メ ー ル	1	7 2 頁、6 8 8 頁	7 2 頁のメール件名の全て、6 8 8 頁のメール件名の不開示部分全て	7 2 頁2 段目のメール文全て
		2	8 0 頁ないし8 2 頁	— (原処分において全て開示)	—
		3	8 3 頁、8 4 頁、4 6 6 頁ないし4 6 8 頁	— (原処分において全て開示)	—
		4	1 2 3 頁	—	—
		5	1 2 4 頁	メール件名の不開示部分全て	メール文全て
		6	1 3 7 頁、1 3 8 頁	—	—
		7	1 3 9 頁ないし1 4 1 頁	—	—
		8	1 5 5 頁	—	1 5 5 頁メール文8

		(原処分において全 て開示)	行目、10行目ない し13行目
9	192頁ないし19 5頁	—	—
10	224頁ないし22 7頁	各メール件名の不開 示部分全て	各メール文の全て
11	231頁、232頁	—	—
12	237頁、238 頁、321頁	—	—
13	271頁、465 頁、640頁	各メール件名の全て	271頁のメール文 の全て
14	276頁ないし27 8頁	— (原処分において全 て開示)	—
15	282頁ないし28 4頁	— (原処分において全 て開示)	—
16	312頁、313頁	— (原処分において全 て開示)	313頁各メール文 の全て
17	374頁ないし37 6頁	— (原処分において 全て開示)	—
18	383頁ないし38 6頁	— (原処分において全 て開示)	383頁メール文8 行目、9行目
19	387頁、388頁	各メール件名の不開 示部分全て	387頁メール文3 行目、4行目、38 8頁2段目のメール 文4行目、5行目
20	394頁ないし39 7頁、401頁ない し404頁	—	403頁メール文1 1行目7文字目ない し12文字目
21	434頁ないし43 9頁	—	—
22	99頁、301頁、 495頁、662頁	—	—
23	500頁、501 頁、503頁、50 4頁、514頁、5 15頁	— (原処分において全 て開示)	—
24	516頁ないし51 8頁、679頁ない し683頁	各メール件名の不開 示部分全て	—

25	572頁、580頁、581頁	— (原処分において全て開示)	572頁メール文全て、580頁2段目のメール文全て
26	582頁ないし585頁	—	—
27	611頁	—	—
28	612頁	—	—
29	613頁	—	—
30	638頁、639頁	— (原処分において全て開示)	—
31	641頁、642頁	— (原処分において全て開示)	—
32	713頁、714頁	—	—
33	730頁	— (原処分において全て開示)	—
34	733頁ないし742頁	— (原処分において全て開示)	—
35	753頁ないし755頁	—	—
36	770頁ないし772頁	—	—
37	773頁	—	—

(注) 1 当表は、インカメラ文書に基づき、当審査会事務局において作成した。

2 2欄(2)には、別表1の2欄に掲げる部分及びメールアドレス又はメールアドレスが推認される情報を含まない。

3 1欄の業務別は、当審査会事務局において便宜上分類したものである。

4 2欄(1)の「メール件名」は、「件名:」又は「Subject:」の記載部分をいう。

5 2欄(2)の「メール文」は、「メール件名」の直下に記載された文(表を含む。)をいう。

6 同一頁に複数件のメールが記載されている場合、上から順に「1段目のメール文」、「2段目のメール文」又は「最下段のメール文」などと、位置関係が分かるように示した。